

議第105号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センターの項中「京都市南区上鳥羽山ノ本町60番地」を「京都市南区上鳥羽山ノ本町332番地」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。